

# 朝日町国土強靱化地域計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月  
(令和5年3月更新)

富山県朝日町

## <目 次>

I	はじめに	1
II	基本的な考え方	1
1	計画の位置づけ	1
2	計画の期間	1
3	基本方針	1
4	基本方針を達成するための事前に備えるべき目標	2
5	強靱化を推進するうえでの基本的な方針	3
6	朝日町における災害の危険性及び被害想定	3
7	脆弱性評価	5
8	起きてはならない最悪の事態の設定	6
III	「起きてはならない最悪の事態」ごとの評価、推進方針	7
IV	計画の推進	28
V	別表（個別事業一覧表）	29

## I はじめに

我が国では、度重なる大災害により、様々な被害がもたらされてきた。とりわけ、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、未曾有の大災害を経験した。この教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

基本法制定以降も、平成 28 年熊本地震をはじめ、集中豪雨による河川の氾濫、土砂災害といった甚大な自然災害等から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が見直され、国土強靱化に向けた取組みの加速化・深化が図られている。

富山県では、平成 28 年 3 月に「富山県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）」を策定し、災害から県民の生命と財産を守るため、県地域計画に基づき、県土の強靱化に向けた施策・事業に取り組むとともに、国に対しては、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年緊急対策」後の必要な予算・財源の安定的な確保を求め、これまで以上に強靱な県土づくりを強力かつ継続的に進めている。

朝日町においては、令和元年 10 月の台風 19 号の経験から、自然災害に対する防災・減災の取組みを加速していかなければならない。加えて、令和 2 年度以降、世界的に流行している新型コロナウイルスへの感染防止対策やこれまでに建設された公共インフラの老朽化も顕在化してきている。

大規模自然災害を避けるためには、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという発想に基づき継続的に取り組むことが重要である。

このことから、基本法に則り、朝日町の強靱化に関する取組みの方向性を示す指針として本計画をここに策定するものである。

## II 基本的な考え方

基本法第 14 条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、本計画を策定する。

### 1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づくものであり、次の計画期間における朝日町の強靱化に関する取組みの方向性を示す指針として位置づけるものである。

### 2 計画の期間

令和 3 年度～令和 7 年度

### 3 基本方針

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 朝日町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 住民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること。
- (4) 迅速な復旧復興を可能とすること。

#### 4 基本方針を達成するための事前に備えるべき目標

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動を機能不全に陥らせない。
- (5) 制御不能な二次災害を発生させない。
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

## 5 強靱化を推進するうえでの基本的な指針

本計画では、国の「基本計画」や「県地域計画」との調和を図るため、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、以下の基本指針のもと、本計画を策定・推進する。

- (1) 朝日町の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- (2) 町内各地域の強靱化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、町全体の強靱化を図る。
- (3) 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- (4) ハード・ソフトの組合せによる総合的な対策に取り組む。
- (5) 「自助」や「共助」からなる地域防災力の向上と「公助」の機能強化による取り組みを推進する。
- (6) 平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- (7) 既存の社会資本を有効活用する等、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。
- (8) 地域において、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努めるとともに、強靱化を推進する担い手を確保する。
- (9) 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。

## 6 朝日町における災害の危険性及び被害想定

朝日町の自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から、将来、次のような災害の発生を予測することができる。

### (1) 地震

朝日町及びその周辺は、過去の歴史からも大規模な地震はないが、新潟県糸魚川沖からフォッサマグナの北方延長上では、しばしばマグニチュード5クラスの地震が起こり、また、能登半島においても活発な地震活動が観測されているなど、日本海側海底が震源地であるときは、津波被害の危険が高い。

また、阪神・淡路大震災にみられる活断層を震源とした地震については、朝日町にも、不動堂地内から入善町新屋まで延びる不動堂断層などで構成される魚津断層帯に見られるような活断層が存在し、これらを震源とした場合にはマグニチュード7クラス、最大震度6強の地震が発生する可能性もあり、この場合は建物の倒壊や、大規模火災、道路、ライフラインの崩壊や山崩れ、地すべりなどの被害を及ぼすおそれがある。

### (2) 津波

朝日町及びその周辺で発生する津波としては、太平洋側の海溝型地震ではなく、活断層地震による津波が想定されており、いずれの地震による津波も、文献調査においては確認されていない。しかし、前述のとおり、能登半島においては活発な地震活動が観測されていることから、日本海側海底が震源地であるときは、津波被害の危険が高い。

### (3) 風水害

朝日町内の主要河川は、ダム建設、治水工事等が進み大災害の危険性は次第に少なくなってきたっており、被害はむしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。

特に、町住宅地を流れる寺川は断面不足や堤体が脆弱なこともあり、溢水、堤防決壊、低地帯での床下床上浸水の危険性がある。

また、近年は地球温暖化などの影響により、局地的な豪雨に見舞われる可能性もあり、道路のかん水や床下床上浸水などのおそれがある。

一方、風害としては、台風が日本海を通過する場合、その進路は北東又は北北東に進む場合が多く、そのため本地域全般に南西の風が強く吹き、継続時間が10時間に及ぶことがある。

この場合、フェーン現象を起こしやすく、大火誘引の危険性を伴うので十分な火災予防が必要である。また、通過時に雨を伴う場合は、豪雨となり黒部川以東に特に多く降り、被害をもたらす。

富山県内を通過する場合は全般に風水害となり、海岸部で高波に注意する必要がある。

中部地方又は関係地方を通過する場合は、北東の風が強く吹き、この場合も、風水害、高波を起こしやすい。

#### (4) 土砂災害

朝日町内には、土石流危険渓流箇所が77箇所、地すべり危険箇所が37箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が64箇所あり、いずれも集中豪雨等による大災害をもたらす危険性がある。

このような危険箇所を含め、山間地での土石流や地すべり、山腹崩壊の危険もあり、豪雨、雪融け時には注意を要する。

#### (5) 浪害

台風や発生した低気圧が太平洋沿岸を通るときの北東の風は、海岸部において塩害を引き起こし、冬の季節風によって起こる風浪や富山湾特有のうねり性の大波「寄り廻り波」は、海岸堤防の破損、漁船の流出、宮崎漁港の港口閉塞、海浜部農地の冠水土砂埋没や海浜部住宅の床下床上浸水を招くおそれがある。

#### (6) 雪害

冷たい北西の季節風が吹く冬期は、多量の降雪をもたらす、しばしば豪雪となって、家屋の損壊を発生させている。

さらに、雪崩の発生は、家屋の倒壊や道路交通の遮断を引き起こし、山間地集落の孤立化や物資輸送に障害をもたらすおそれがある。町の山間部には、雪崩危険箇所が55箇所ある。

#### (7) その他の災害

火災の発生及び拡大は、気温、湿度、風速などの気象条件と密接に関係するが、春季のフェーン現象下と火気使用率の高い冬季に多く、出火原因の多くは火気の取扱いの不注意や不始末といった過失によるものであり、火気取扱いに十分注意を払う必要がある。

住宅・建物の密集化、建築様式の多様化、化学合成建材の普及、ガス・石油類の使用機会の増加とともに火災が発生すれば、火の回りが早いこと、有毒ガスの発生、消火活動上の障害などにより、予期しない惨事となる危険性がある。

## 7 脆弱性評価

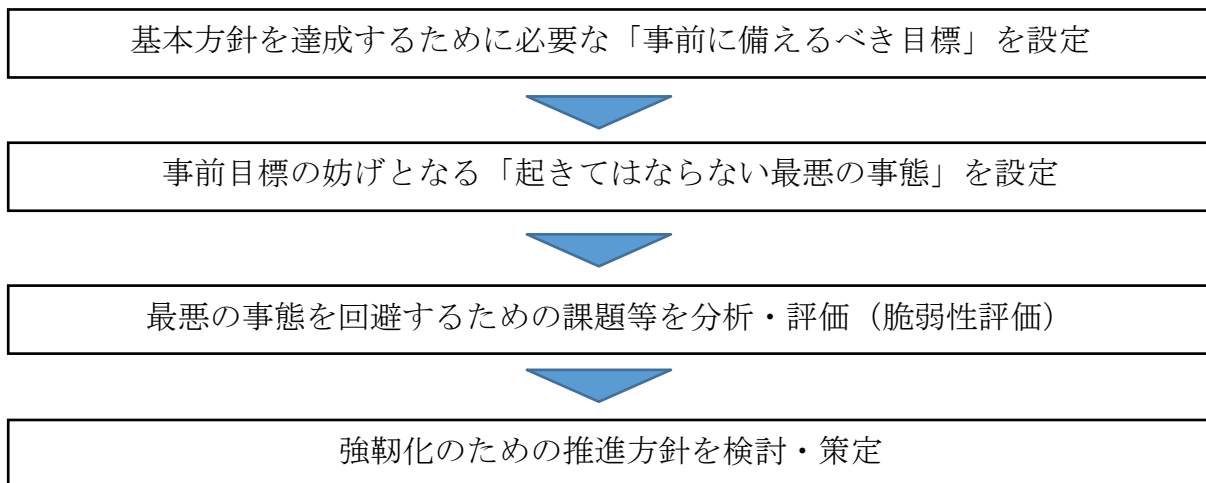
### (1) 脆弱性評価の考え方

地域の強靱化を進めるうえで、その前提となるリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）に対する地域の弱点を洗い出し、大規模自然災害に対する脆弱性を評価する。

このことは、国土強靱化に関する取組みの方向性を定め、効果的・効率的に推進していく上で必要なプロセスであり、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

本計画においても、朝日町の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国及び富山県が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施した。

### (2) 脆弱性評価の流れ



## 8 起きてはならない最悪の事態の設定

先に設定した6つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な浸水及び洪水等による死傷者の発生
	1-4 土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	1-6 豪雪に伴う被害の拡大
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 孤立集落等の発生
	2-2 被災地における医療等の麻痺
	2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の停滞
	2-4 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-5 被災地における感染症等の大規模発生
	2-6 大規模災害により、避難生活が長期化する事態
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 ライフライン（電気、情報通信、下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止
5 制御不能な二次災害を発生させない	5-1 ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	5-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	6-1 基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークの分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞及び有害物質の大規模拡散・流出により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-3 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足



### Ⅲ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの評価、推進方針

#### 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

##### 1-1

大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

##### 【脆弱性の評価】

- 住宅及び建築物等の耐震化が必要
- 建築物内の室内安全対策が必要
- 老朽危険家屋等についての除却や適正管理の指導等の対策を進めることが必要
- 救助活動や救援物資輸送等に支障がないよう、幹線道路の強化が必要
- 共助に必要な地域の災害対応力の向上が必要
- 消防（団）や自主防災組織等の連携強化を図り地域防災力を向上させることが必要
- 要配慮者への支援体制が必要
- 建物密集地等、消火が困難となる地域の防火体制の整備が必要

##### 【推進方針】

(住宅・建築物等の耐震化の推進)

- 地震発生後の避難の妨げ、地震火災の発生の要因となる住宅や建築物等の倒壊の軽減を目指して、耐震化を推進する。
- 耐震診断・改修費の助成等の制度周知を進め、総合的な耐震化事業を推進する。
- 町営住宅の外壁改修や屋上防水、給排水設備等の長寿命化を図る改善事業を「朝日町営住宅長寿命化計画」に基づき推進する。

(建築物内及び避難路の安全対策の推進)

- 地震による建築物の窓ガラス飛散や天井落下、外装タイルの剥離、看板等工作物の破損落下による被害を防止するために、建築物の適正な維持・管理や点検の重要性を啓発する。
- 老朽危険家屋等における適正管理の指導や補助金制度等を活用した除却の推進を図る。

(地域の防災力・災害対応力の向上)

- 防災士の育成や自主防災組織の訓練を推進し、地域の災害対応力の向上を図る。
- 要配慮者については、避難行動要支援者名簿の作成や避難訓練の支援等を実施し、避難支援体制を構築する。
- 消防（団）及び自治振興会等による防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について啓発を推進し地震発生時の出火防止の徹底を図る。
- 消防団員を確保し、災害対応力の向上と地域への防災指導力を強化する。
- 消防ポンプ車等を順次更新することにより、地域防災力の充実強化を図る。

(建物密集地区に対する防火対策の推進)

- 木造住宅密集地における消火栓使用不能時の対策として、用水等自然水利の活用を図る。

**【目標指標】**

	目標指標	単位	現況値 (R元年度末)	目標値 (R7年度末)
1	防災士 登録者数	人	28	43
2	自主防災組織による訓練	件/年	8	20
3	住宅耐震化率	%	71	75
4	老朽危険家屋等の除却件数	件	12	24
5	消防団員数	人	263	273
6	住宅火災警報器設置	%	89	95

## 大規模津波等による多数の死傷者の発生

**【脆弱性の評価】**

- 海岸保全施設の整備及び老朽化対策が必要
- 漁港施設の維持及び老朽化対策が必要
- 避難路・避難場所の安全性の確保が必要
- 災害情報の伝達体制の強化が必要
- 津波避難場所の確保と避難訓練による実効性向上が必要
- 冬季風浪（寄り廻り波）の発生に対する避難訓練による実効性向上が必要

**【推進方針】**

（海岸保全施設の整備）

- 津波等による浸水被害を防止・軽減するため、海岸保全施設の整備・改良を図るとともに、老朽化対策を計画的に推進する。

（漁港施設の整備）

- 津波等による浸水被害を防止・軽減するため、漁港施設については、計画的に点検や補修を行い、適切な機能維持を図る。

（津波及び寄り廻り波における避難体制の整備）

- 町民に対する避難方法の周知や、避難路・避難場所の安全性の確認等を適切に実施する。
- 津波浸水想定区域では、自主防災組織等による実践的な津波避難訓練を実施する。
- 寄り廻り波の発生に対する実践的な避難訓練を実施する。
- 朝日町緊急情報メール、防災ラジオ等を活用した災害の情報や伝達体制の強化を推進する。

**【目標指標】**

	目標指標	単位	現況値 (R元年度末)	目標値 (R7年度末)
1	直轄海岸保全施設改良 (人工リーフ)	基	0	1
2	直轄海岸保全施設改良 (堤防)	m	0	60
3	自主防災組織による訓練	件/年	8	20
4	朝日町緊急情報メール 登録者数	人	340	1,200
5	ラジオ付戸別受信機 保有世帯数	世帯	3,825	4,750

**【脆弱性の評価】**

- 河川改修による浸水対策が必要
- 河川堤防や道路等を応急復旧する体制の構築が必要
- 海岸保全施設の整備及び老朽化対策が必要
- 漁港施設の維持及び老朽化対策が必要
- 農業水利施設の改修や補強が必要
- 森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上が必要
- 台風や寄り廻り波等による浸水対策が必要
- 避難者に対する防災情報の的確な伝達が必要

**【推進方針】**

(河川改修による浸水対策)

- 浸水被害を防止・軽減するため、河川改修を推進する。

(海岸保全施設の整備)

- 台風や寄り廻り波等による浸水被害を防止・軽減するため、海岸保全施設の整備・改良を図るとともに、老朽化対策を計画的に推進する。

(漁港施設の維持)

- 台風や寄り廻り波等による浸水被害を防止・軽減するため、漁港施設については、計画的に点検や補修を行い、適切な機能維持を図る。

(長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進)

- 河川堤防の復旧を速やかに実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携し、迅速な資機材の調達を図る。
- 増水時を想定した護岸の点検整備、河川の流下能力の確保に必要な浚渫を推進する。
- 農業水利施設について、計画的に改修・補強等を図る。
- 森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上を図る。

(防災情報の的確な伝達)

- 朝日町緊急情報メールや防災ラジオ等を用いて、住民が避難を判断するための気象情報や防災情報を的確に伝達する。
- 洪水ハザードマップの活用により危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続する。
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導を強化し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

**【目標指標】**

	目標指標	単位	現況値 (R元年度末)	目標値 (R7年度末)
1	直轄海岸保全施設改良 (人工リーフ)	基	0	1
2	直轄海岸保全施設改良 (堤防)	m	0	60
3	朝日町緊急情報メール 登録者数	人	340	1,200
4	ラジオ付戸別受信機 保有世帯数	世帯	3,825	4,750
5	防災体制に関する説明会	件/年	0	20
6	要配慮者利用施設 避難確保計画作成数	件	0	6

## 土砂災害による多数の死傷者の発生

**【脆弱性の評価】**

- 土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための対策が必要
- 中山間地域をはじめとした集落の孤立を防止し、日常機能の低下を極力避けるための対策が必要
- 町民に対し迅速で適切な災害情報の伝達が必要

**【推進方針】**

(土砂災害への対応の強化)

- 砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等による整備を推進し、災害の未然防止を図る。
- ハザードマップにより危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに土砂災害警戒区域を有する地区に対しハザードマップの説明会を行い、情報を提供する。

**【目標指標】**

	目標指標	単位	現況値 (R元年度末)	目標値 (R7年度末)
1	ハザードマップ説明会実施率	%	0	100
2	朝日町緊急情報メール登録者数	人	340	1,200
3	防災体制に関する説明会	件/年	0	20

**【脆弱性の評価】**

- 住民等への情報伝達体制の強化が必要
- 町民の防災意識を向上させる取組みが必要
- 防災教育や防災活動の推進が必要

**【推進方針】**

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 朝日町緊急情報メールをはじめ、テレビやラジオ、インターネット、Jアラート、Lアラート等、ICTを活用した情報伝達手段の整備を図る。
- 避難指示等の防災情報を確実に伝達するために、朝日町緊急情報メールや緊急速報メール（エリアメール）、朝日町防災情報アプリ、SNS等を利用した情報伝達手段の多様化を図るとともに、通信設備の充実強化を図る。
- 住民等が早めの避難行動をとるために、町は避難が必要であることの早期判断・伝達、かつ自治振興会等へ災害情報等を提供・共有する。

(防災意識の向上及び防災活動の推進)

- 防災研修等による防災意識の向上や防災資機材の助成等により、自主防災組織の活動を促進する。
- 防災士をはじめとする地域の防災リーダー育成や自主防災組織等の避難訓練等により、避難意識の向上を推進する。
- 実践的な避難訓練等を通して、自らが命を守る行動がとれるように防災教育を推進するとともに、身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を発信する等、地域防災力の向上を推進する。

**【目標指標】**

	目標指標	単位	現況値 (R元年度末)	目標値 (R7年度末)
1	防災士登録者数	人	28	43
2	朝日町緊急情報メール登録者数	人	340	1,200
3	自主防災組織による訓練	件/年	8	20
4	防災体制に関する説明会	件/年	0	20
5	防災教育（対象：小学生）	件	2	4

**【脆弱性の評価】**

- 道路管理者間（国・県・町・近隣市町）の相互応援と除雪体制の強化が必要
- 自治振興会や町内会をはじめとする町民の協力体制が必要

**【推進方針】**

（除雪体制の強化）

- 雪の状況に応じて、積雪観測地点での降雪量及び現地パトロール調査結果に基づき出動時期を適切に判断する。
- 大雪にも対応できる除雪体制を構築する。
- 住宅密集地や人家連たん部の狭隘な道路においては、降雪状況に応じて排雪を実施する。
- 消融雪装置施設の整備及び適切な維持管理を行う。
- 地域ぐるみ除排雪を推進する。

**【目標指標】**

	目標指標	単位	現況値 (R元年度末)	目標値 (R7年度末)
1	消雪設備延長	k m	29	30
2	小型ショベル更新	台	2	6



## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1

孤立集落等の発生

### 【脆弱性の評価】

- 自主防災組織体制の充実が必要
- 地域で活躍する防災士の育成が必要
- 地域の防災資機材の充実が必要
- 地域の消防団員の確保が必要

### 【推進方針】

(地域の防災力、災害の備えの充実)

- 防災士の育成に取り組み、自主防災組織体制の充実に努める。
- 自らの避難行動が困難な要配慮者については、避難行動要配慮者名簿の作成や地域での自主的な避難訓練の支援を通じて、地域で助け合う体制を整える。
- 「実践型防災訓練支援事業補助金」を活用し、地域の実情にあわせた防災資機材の充実を図る。
- 災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化に向け、消防団員を確保する。
- 各消防分団に配備する消防ポンプ車等を計画的に更新する。

### 【目標指標】

	目標指標	単位	現況値 (R元年度末)	目標値 (R7年度末)
1	防災士登録者数	人	28	43
2	要配慮者利用施設 避難確保計画作成数	件	0	6
3	自主防災組織による訓練	件/年	8	20
4	防災体制に関する説明会	件/年	0	20
5	消防団員数	人	263	273

**【脆弱性の評価】**

- 災害時の医療体制や搬送体制の整備が必要
- 病院としての機能の維持向上が必要
- 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの多重化が必要

**【推進方針】**

## (医療機能等の整備)

- 災害時にDMATの受入れや医薬品・診療材料等のニーズ把握、支援要請等を的確に行うため、県や関係機関と連携した情報伝達訓練等を実施し、災害時医療体制や搬送体制の整備を推進する。
- 災害時医療活動資機材の整備等、医療活動に必要な対策を促進する。
- 自治体病院である「あさひ総合病院」について、防災訓練等を通じて機能の維持向上を図る。

## (搬送経路の確保)

- 国道、高速道路や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を関係行政機関へ働きかける。
- 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化等を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。
- 緊急輸送道路等を補完する道路の整備を推進し、輸送ルートの複数化を図る。

**【目標指標】**

	目標指標	単位	現況値 (R元年度末)	目標値 (R7年度末)
1	あさひ総合病院の医療従事者用食糧・飲料水備蓄量	日分	3	5
2	緊急時受入簡易ベッド数	台	3	6
3	町道の整備率(改良済み)	%	64	66

**【脆弱性の評価】**

- 救助活動に支障をきたさない道路整備が必要
- 消防団や自主防災組織等の連携強化が必要
- 消防（団）等の機関が機能を維持するための対策が必要
- 消防（団）等の機関における情報収集及び伝達機能の強化が必要
- 消防水利の整備が必要
- 消防（団）や自治振興会等の連携強化が必要

**【推進方針】**

(救助・救急活動の効率的な展開)

- 交通ネットワークの遮断による中山間地域の孤立する集落の防止や避難施設への主要避難路の確保、緊急車両の交通を確保するために、幹線道路を中心に整備を行う。
- 消防団と自主防災組織等と連携した防災訓練等の取組みを推進する。
- 地震等の災害により消火栓が使用できないことを想定し、耐震性防火水槽を効果的に配置する。
- 消防団の定数確保や車両・資機材の充実等により消防団の活動能力向上を図る。
- 消防（団）及び自治振興会等による防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、啓発し、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。
- 消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。

**【目標指標】**

	目標指標	単位	現況値 (R元年度末)	目標値 (R7年度末)
1	防災士登録者数	人	28	43
2	自主防災組織による訓練	件/年	8	20
3	町道の整備率（改良済み）	%	64	66
4	消防団員数	人	263	273
5	防火水槽数	基	81	87

**【脆弱性の評価】**

- 交通ネットワークにおける災害対応力の向上が必要
- 簡易水道施設（組合営）への耐震化支援や応急的な給水設備による給水支援が必要
- 大規模な災害を想定した備蓄品の推進が必要
- 民間企業、防災関係機関が備えた機能、能力を活かした災害応援協定の推進が必要

**【推進方針】**

(災害に対応した交通ネットワークの向上)

- 国道、高速道路や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を関係行政機関へ働きかける。
- 緊急輸送道路等を補完する道路の整備を推進し、輸送ルートの複数化を図る。

(給水対策の強化)

- 広域的な応援体制の関係強化を図る。

(応急的な給水設備による支援)

- ステンレス製給水タンクによる給水支援を行う。

(地域防災力、災害の備えの充実)

- 大規模災害に備えて、食料等の備蓄品の充実を図るとともに、家庭や民間事業所での備蓄を啓発する。
- 大規模災害を見据えた避難所の開設に備えて、外部団体との災害応援協定が発災時に機能するよう連携を確認する。

**【目標指標】**

	目標指標	単位	現況値 (R元年度末)	目標値 (R7年度末)
1	災害用備蓄食糧の確保	%	100	100
2	ステンレス製給水タンク	基	3	4

**【脆弱性の評価】**

- 避難所における感染症等の対策が必要
- 災害用トイレの備蓄が必要

**【推進方針】**

(避難所での感染症対策)

- 手指消毒剤等衛生用品の備蓄の充実を図るとともに、平時からの感染症予防対策（手洗い、マスク着用等）の啓発を推進する。
- 避難者を受け入れる体制（受付時の検温、避難者の動線、避難スペースの確保等）を整える。

(災害用トイレの備蓄を推進)

- 簡易トイレの備蓄を進める。

**【目標指標】**

	目標指標	単位	現況値 (R元年度末)	目標値 (R7年度末)
1	パーテーションの整備数	体	0	229
2	簡易ベッドの整備数	体	0	458
3	簡易トイレの整備数	回分	2,000	3,600

**【脆弱性の評価】**

- 迅速な避難所の開設や運営体制の構築が必要
- 避難所における災害用備蓄品や防災資機材の充実強化が必要
- 避難生活の長期化に向けた支援体制が必要
- 被災者の早期の生活再建を支援する体制の構築が必要

**【推進方針】**

(迅速な避難所の開設及び運営)

- 町職員と施設管理者は、自主防災組織等との協力体制を構築する。

(長期の避難所生活に対する支援体制の整備)

- 関係機関との連携により、福祉サービスや保健・医療サービスの提供、災害情報、安否確認等の支援といった避難者の支援体制を整備する。
- 被災者の生活再建に向けた早期の罹災証明の発行、ライフラインの復旧、仮設住宅の供給等の支援体制を整備する。

**【目標指標】**

	目標指標	単位	現況値 (R元年度末)	目標値 (R7年度末)
1	防災士登録者数	人	28	43
2	自主防災組織による訓練	件/年	8	20
3	パーティションの整備数	体	0	229
4	簡易ベッドの整備数	体	0	458

### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1

#### 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

##### 【脆弱性の評価】

- 業務継続計画に基づく行政機関の機能保持が必要
- 庁舎の室内安全対策等、防災機能の強化が必要
- 業務継続に必要な通信機能、電源、燃料等の整備が必要
- 情報を共有するためのシステム整備や通信設備の充実が必要
- 広域応援協定の締結や受援計画の整備等、支援受入れに向けた体制づくりが必要

##### 【推進方針】

###### (行政機関の機能保持)

- 「朝日町業務継続計画」に基づき、災害時の優先業務を適切かつ迅速に実施することにより、業務継続体制を強化する。
- 庁舎やその他の公共施設に室内等の安全対策や各種データの喪失対策を推進する。
- 業務継続に必要な通信機能、電源、燃料等に必要な整備等を推進する。
- 有線通信の途絶に備え、防災行政無線や衛星携帯電話の整備等により、通信手段の多重化を図る。

###### (他自治体からの支援等の受入れ体制の構築)

- 町職員の絶対的不足に備え、広域応援協定の締結や受援体制の整備等、他自治体からの支援等の受入れ体制を構築する。
- 応急活動の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対するケア体制を検討する。

##### 【目標指標】

	目標指標	単位	現況値 (R元年度末)	目標値 (R7年度末)
1	受援計画策定	件	0	1

#### 4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動を機能不全に陥らせない

4-1

ライフライン（電気、情報通信、下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止

##### 【脆弱性の評価】

- 物流拠点をつなぐ道路ネットワークの拡大が必要
- 簡易水道施設（組合営）への耐震化支援や応急的な給水設備による給水支援が必要
- 下水道施設の耐水化が必要
- 下水道施設の維持管理・更新が必要
- 燃料供給業者との連携強化が必要

##### 【推進方針】

（災害に対応した交通ネットワークの向上）

- 国道、高速道路や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を関係行政機関へ働きかける。
- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等の点検や橋梁の耐震化等を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。
- 緊急輸送道路等を補完する道路の整備を推進し、輸送ルートの複数化を図る。

（簡易水道施設の耐震化支援）

- 水道組合の簡易水道施設に対する耐震化支援として、町補助金制度の活用を図る。

（下水道施設の耐水化及び維持管理の促進）

- 耐水化計画及びストックマネジメント計画等の策定結果に基づき、計画的に耐水化や適正な施設管理、更新に取り組む。

（各種事業者との連携強化）

- 災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力や情報通信業者との情報共有体制について連携強化を図る。
- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が生じることを防ぐ。

##### 【目標指標】

	目標指標	単位	現況値 (R元年度末)	目標値 (R7年度末)
1	下水道施設の耐水化率	%	—	71



## 5 制御不能な二次災害を発生させない

### 5-1

ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### 【脆弱性の評価】

- 施設の耐震性能の確保や老朽化による性能低下防止が必要
- 想定しうる現象の周知等の災害対応力の強化が必要
- 砂防堰堤、河川堤防等の損壊防止、減災対策が必要
- 海岸保全施設の機能強化・維持及び老朽化対策が必要
- 漁港施設の維持及び老朽化対策が必要

#### 【推進方針】

(施設の耐震化、性能保全)

- 被災した場合に集落への影響が大きい農業用施設を中心に、定期点検や耐震調査の結果に基づき、計画的な改修・補強・耐震化を図る。
- 地域生産組合等管理者に適切な日常点検や管理を促し、整備支援を行う。
- 河川、砂防施設の適正管理により、損壊を未然に防止するとともに減災を図る。

(災害対応力の強化)

- ハザードマップを有効活用し、周知を図る。

(海岸保全施設の機能強化・維持)

- 海岸保全施設の機能強化を図るとともに、計画的に点検や補修・改良を行い、適切な機能維持を図る。

(漁港施設の維持)

- 漁港施設については、計画的に点検や補修を行い、適切な機能維持を図る。

#### 【目標指標】

	目標指標	単位	現況値 (R元年度末)	目標値 (R7年度末)
1	直轄海岸保全施設改良 (人工リーフ)	基	0	1
2	直轄海岸保全施設改良 (堤防)	m	0	60

**【脆弱性の評価】**

- 生産組合等の地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の適正な管理が必要
- 間伐の遅れなど、手入れ不足の人工林や放置された森林の解消が必要
- 新たな農林業の担い手確保・育成が必要
- 有害鳥獣被害を防止する担い手の育成が必要

**【推進方針】**

(農地・農業水利施設等の保全管理の推進)

- 多面的機能支払支援事業に取り組む集落の増加を図る。

(手入れ不足林の解消)

- 適時適切な伐採、造林、保育等の施業の実施のため、森林環境譲与税を活用した手入れ不足の人工林の整備を推進する。

(農林業の担い手確保)

- 農林業の新規従事者や農業参入企業、林業経営体等の意欲ある多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な農林業への取組みを行う。

(有害鳥獣被害防止対策を図る地域リーダー育成の推進)

- 有害鳥獣被害発生要因の把握と改善を図るための集落点検を主導できる地域リーダーの育成を行う。

**【目標指標】**

	目標指標	単位	現況値 (R元年度末)	目標値 (R7年度末)
1	多面的機能支払支援事業に取り組む集落数	集落	31	34
2	耐雪型侵入防止柵設置延長	km	15	26

## 6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6-1

基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークの分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 【脆弱性の評価】

- 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの多重化が必要
- 緊急輸送道路等の防災・減災対策が必要
- 橋梁等道路施設の老朽化対策が必要
- 緊急輸送道路の迂回路となり得る複数の輸送ルートの確保が必要

### 【推進方針】

(災害に対応した交通ネットワークの向上)

- 国道、高速道路や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を関係行政機関へ働きかける。
- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等の点検や橋梁の耐震化等を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。
- 緊急輸送道路等を補完する道路の整備を推進し、輸送ルートの複数化を図る。
- 橋梁等道路施設の老朽化対策については、「朝日町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、点検及び補修を実施する。

### 【目標指標】

	目標指標	単位	現況値 (R元年度末)	目標値 (R7年度末)
1	橋梁の補修完了数	橋	2	5

6-2

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞及び有害物質の大規模拡散・流出により復旧・復興が大幅に遅れる事態

**【脆弱性の評価】**

○災害廃棄物仮置場の面積確保が必要

**【推進方針】**

(災害廃棄物の処理対策の推進)

○仮置場の必要面積確保のため、平常時に、公園やグラウンド等のスポーツ施設、既存廃棄物処理場・処理施設跡地等からの選定を進める。

**【目標指標】**

	目標指標	単位	現況値 (R元年度末)	目標値 (R7年度末)
1	がれき仮置場選定数	箇所	—	4

**【脆弱性の評価】**

- 防災士の育成と自主防災組織の強化が必要
- 防災ボランティアの活動環境を整備することが必要

**【推進方針】**

(地域の防災力、災害の備えの充実)

- 防災士の育成に取り組み、自主防災組織体制の充実に努める。

(災害ボランティアの活動環境の整備)

- 被災時のボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携を取りながらボランティアの活動環境を整備する。

**【目標指標】**

	目標指標	単位	現況値 (R元年度末)	目標値 (R7年度末)
1	防災士登録者数	人	28	43
2	自主防災組織による訓練	件/年	8	20

## IV 計画の推進

計画の推進にあたっては、起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針で設定した指標等により、進捗状況を把握しながら、全庁連携により、本計画を着実に取り組むものである。

また、今後の社会情勢の変化や、国、県等の国土強靱化に係る取組みの進捗状況等を考慮しながら、必要な見直しを行うことを基本とする。

個別事業一覧表					
事業名	事業細別	事業箇所名	事業実施場所	実施主体	参照目標
住宅管理費	町営住宅長寿命化対策事業	向陽町団地	平柳	町	1-1
		旭ヶ丘団地	桜町	町	1-1
海岸保全施設整備事業費	直轄海岸保全施設改良(人工リーフ)	第一工区	東草野	国	1-2、1-3、5-1
消雪装置維持管理費	消雪修繕	町道泊桜町線ほか	町内全域	町	1-6
	消雪整備	町道草野赤川線	草野ほか	町	1-6
		町道泊桜町線	桜町ほか	町	1-6
道路橋梁新設改良費	改築	町道日東紡南部線	平柳ほか	町	2-2、2-3、6-1
		町道不動堂殿町線	不動堂ほか	町	2-2、2-3、6-1
		町道宮本町北部線	横尾ほか	町	2-2、2-3、6-1
		町道殿町細野線	殿町ほか	町	2-2、2-3、6-1
下水道管理費	下水道ストックマネジメント計画		浜草野ほか	町	4-1
	下水道耐水化計画		浜草野ほか	町	4-1
道路橋梁維持費	舗装修繕	町道山崎南保線	殿町ほか	町	6-1
交通安全施設整備費	道路照明修繕	町道泊桜町線ほか	町内全域	町	6-1
	自転車走行空間整備	町道大屋海岸線	泊ほか	町	6-1
	路肩拡幅	町道越中学校線	越	町	6-1
消防施設費	耐震性防火水槽(整備)		笹川ほか	町	2-3
非常備消防費	消防団車両等(更新整備)		境ほか	町	1-1、2-1、2-3
林業振興費	耐雪型侵入防止柵整備事業		境ほか	町	5-2





個別事業一覧表							
事業名	事業細別	事業箇所名	事業実施場所	計画(整備計画)	総事業費(整備計画)	実施主体	参照目標
住宅管理費	町営住宅長寿命化対策事業	向陽町団地	平柳			町	1-1
		旭ヶ丘団地	桜町			町	1-1
住宅リフォーム支援事業	住宅・建築物安全ストック形成事業	一般住宅	町内全域			個人	1-1
海岸保全施設整備事業費	直轄海岸保全施設改良(人工リーフ)	第一工区	東草野			国	1-2、1-3、5-1
消雪装置維持管理費	消雪修繕	町道泊桜町線ほか	町内全域	R6～R10	50百万円	町	1-6
	消雪整備	町道草野赤川支線	草野ほか	R6～R10	136百万円	町	1-6
		町道泊桜町線	桜町ほか	R6～R10	90百万円	町	1-6
道路橋梁新設改良費	改築	町道日東紡南部線	平柳ほか	R6～R10	90百万円	町	2-2、2-3、6-1
		町道不動堂殿町線	不動堂ほか	R6～R10	75百万円	町	2-2、2-3、6-1
		町道宮本町北部線	宮本町ほか	R6～R10	290百万円	町	2-2、2-3、6-1
		町道殿町細野線	殿町ほか	R3～R7	210百万円	町	2-2、2-3、6-1
下水道管理費	下水道ストックマネジメント計画		浜草野ほか			町	4-1
	下水道耐水化計画		浜草野ほか			町	4-1
道路橋梁維持費	舗装修繕	町道山崎南保線	殿町ほか	R6～R10	110百万円	町	6-1
	橋梁点検		町内全域			町	6-1
	橋梁修繕	木流川9号線	越地内			町	6-1
交通安全施設整備費	道路照明修繕・点検	町道泊桜町線ほか	町内全域	R6～R10	40百万円	町	6-1
都市計画費	泊駅南公園整備		平柳ほか			町	6-1
	日東紡南部線歩行空間整備		平柳ほか			町	6-1
	耐震性貯水槽新設		平柳ほか			町	2-3、6-1
	駐車場整備		荒川ほか			町	6-1
	都市計画道路南北連絡線整備		平柳ほか			町	6-1
	バリアフリー基本構想策定		平柳ほか			町	6-1
消防施設費	耐震性防火水槽(整備)		笹川ほか			町	2-3
非常備消防費	消防団車両等(更新整備)		境ほか			町	1-1、2-1、2-3
林業振興費	耐雪型侵入防止柵整備事業		境ほか			町	5-2